

## 第3期埼玉県教育振興基本計画について

### 1 概要

#### (1) 性格

- ・ 教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌して定める本県教育の振興に関する計画
- ・ 「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉」（平成29年度～平成33年度）を踏まえて定める教育行政分野の計画

#### (2) 計画期間

平成31年度～35年度 5年間

#### (3) 策定主体

埼玉県、埼玉県教育委員会

### 2 検討組織

#### (1) 第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議

##### ア 構成

教育に関し識見を有する14名

##### イ 役割

計画策定に関し、必要な意見を述べる。

##### ウ その他

議事を円滑に行うため、ワーキングチームを設置

#### (2) 第3期埼玉県教育振興基本計画策定庁内委員会

##### ア 構成

教育局、知事部局及び県警本部の関係課長等41名

##### イ 役割

計画原案の作成等を行う。